

公示番号：19a01069

国名：東ティモール

担当部署：社会基盤・平和構築部 運輸交通グループ第二チーム

案件名：戦略的全国港湾開発マスタープランプロジェクト詳細計画策定調査（海上輸
送計画／港湾計画・施設）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：海上輸送計画／港湾計画・施設
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年2月上旬から2020年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.6M/M、現地 0.70M/M、合計 1.30M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月8日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービ
ル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報
>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))
>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いた
だいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロ
ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年1月24日
(金) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	海上輸送計画に係る各種業務、港湾計画・施設に係る各種業務
対象国／類似地域	東ティモール／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

東ティモール民主共和国政府は、2030年までに上位中所得国になることを目標とし、「戦略的国家開発計画(2011-2030)(Strategic Development Plan 2011-2030)」を定めており、港湾セクターのインフラ開発は、その達成のための重点課題の一つとして位置付けられている。

東ティモール国内の港湾は、唯一の国際港湾であり首都に位置するディリ港、地方港湾として商業港5港、斜路又は海浜港7港、漁港1港があるほか、国際海上貨物輸送を担う新たな国際港湾としてティバル港が首都ディリ近郊に建設中である。カラベラ港、コム港など地方港湾では施設が老朽化しており、一部の港は使用できない状態となっている。このため、国土に山間部が多く道路網が整備途上である東ティモールにおいて、海上輸送は公共交通として不可欠のインフラとなり得るものの、地方港湾が機能していないことから、現在フェリーが運航されているのはディリ～オエクシ(飛び地)間及びディリ～アタウロ(離島)間のみとなっている。

戦略的国家開発計画及び第8次政権の政府プログラムにおいては、国際商業港湾としてのティバル港建設と並び、国内旅客・貨物の海上輸送を可能とするためコム、カラベラ等の地方港開発が位置付けられている。しかしながら、政府予算の制約から地方港湾の改修・開発は進んでおらず、具体的な地方港湾の開発計画も立てられていない状況である。特に地方部における経済発展及び地方住民の生活水準の向上のため、将来の交通網整備もふまえた海上輸送ネットワークの検討を含めた地方港湾の整備計画策定が求められていることから、戦略的全国港湾開発マスタープラン策定調査を実施する。

また、国際貨物取扱い機能がティバル港へ移転した後のディリ港は、国内フェリー及び国際クルーズを取り扱う旅客専用港とすることが第8次政権の政府プログラムに位置付けられている。早ければ2020年からティバル港が供用開始される予定であるが、ディリ港の具体的な再開計画はいまだ検討されていない状況である。東ティモール国内における旅客・貨物の海上輸送網を検討するうえで首都に位置するディリ港はその中心となることから、将来のディリ港の機能・役割についても戦略的全国港湾開発マスタープラン策定調査において、あわせて検討する。

本詳細計画策定調査は、技術協力プロジェクトの実施に向けて、要請背景、東ティモール国内の港湾の現状、APORTIL 職員の能力、体制、課題等を確認し、収集した情報を分析・整理した上で、東ティモール側とプロジェクトの協力の枠組み(上位目標、プロジェクト目標、成果、指標、活動、協力期間、実施体制、投入等)について確認・協議し、プロジェクト実施に関する合意文書(M/M: Minutes of Meeting)の締結を行うと共に、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み・手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協力・協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

本調査では約3週間の現地調査を実施するが、本業務従事者は現地調査の際、東ティモール側関係者との合意文書の署名取り付けを支援する。なお、現地調査のスケジュールとしては、前半の2週間は他調査団員とともに、現地踏査や、PDM 案等を使用しつつ APORTIL 等の関係機関へ訪問しての情報収集を行うこととし、JICA の調査団員が合流する第3週は、担当分野に係る PDM 案・MM 案の協議、合意文書の署名の取り付け等を支援することとする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2020 年 2 月上旬)

- ①要請背景・内容を把握する(要請書、関連報告書等の資料・情報の収集・分析)。
- ②他ドナーによる関連プロジェクトに係る資料・情報の収集・分析を行う。
- ③担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。
- ④現地で収集すべき情報を検討する。
- ⑤APORTIL、他ドナー等関係機関に対する質問票(案)(英文)を作成し、事前に送付する。
- ⑥プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案(和文・英文)、PO (Plan of Operations) 案(和文・英文)及び事業事前評価表(案)(和文・英文)の担当分野や関連部分を検討する。
- ⑦ JICA による対処方針案の作成に協力する。
- ⑧調査団打合せ、対処方針会議などに参加するとともに、評価分析団員が取りまとめる議事録(案)の作成に協力する。

(2) 現地派遣期間 (2020 年 2 月中旬～3 月上旬)

- ①JICA 東ティモール事務所を含めた打合せを行う。
- ②事前に相手国関係機関等へ配布した質問票の回収・分析を行うとともに、相手国関係機関等との協議・ヒアリング及び現地踏査に参加し、担当分野に関し、要請内容、先方が考える本プロジェクトの必要性、成果、活動、活動内容の優先順位、実施体制等の詳細を確認する。
- ③担当分野に係る以下の情報収集、課題抽出を実施し、プロジェクト内容を検討する。なお、これ以外にも調査すべき項目がある場合にはプロポーザルにて提案すること。

【海上輸送計画】

- ア) 国家政策や国家開発計画における各輸送モード及びインフラ整備の位置づけ、今後の動向(特に陸上輸送)
- イ) 各輸送モードのインフラ整備状況・計画及び輸送ネットワークの状況・計画
- ウ) 海上輸送ネットワークの状況・計画(旅客数、貨物量、就航船舶等)

エ) 海上輸送を含む各輸送モードに関する統計データの所在
【港湾計画・施設】

- ア) 国家政策や国家開発計画における港湾インフラ整備の位置づけ、今後の動向
 - イ) 港湾関係法規、制度（港湾計画、整備、運営、維持管理に係る法制度等）
 - ウ) 東ティモール国内における各港湾の現況（管理・運営体制、港湾施設、利用者、利用船舶、取扱貨物、荷役・港湾サービス等）
 - エ) 各港湾の背後圏地域の状況（アクセス、人口、産業構成等）
 - オ) 港湾に関する統計データの所在
- ④担当分野の情報を、他調査団員に共有する。
 - ⑤各面談の議事録を作成する。
 - ⑥プロジェクトの基本計画を検討し、担当分野にかかる PDM 案（和文・英文）、PO 案（和文・英文）を作成する。
 - ⑦関係者との協議で合意された内容について、討議議事録（R/D：Record of Discussions）（案）（英文）及びM/M（案）（英文）の取りまとめに協力する。
 - ⑧評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から担当分野にかかる事業事前評価表（案）（和文・英文）を作成する。
 - ⑨担当分野に係る現地調査結果を団内に共有し、JICA 東ティモール事務所に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2020年3月上旬～3月中旬）

- ①担当分野に係る収集資料及び作成資料の整理及び分析を行う。また、評価分析団員による資料取りまとめに協力する。
- ②評価分析団員が作成するリスク管理チェックシート（案）の作成に必要な情報の取りまとめに協力する。
- ③帰国報告会、国内打合せ等に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成し、評価分析団員による全体取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒デンパサール⇒ディリ⇒デンパサール⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2020年2月16日～3月7日を予定しています。当機構の調査団員の現地調査期間は、2020年2月29日～3月7日を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (コンサルタント・別途公示)

エ) 海上輸送計画/港湾計画・施設 (コンサルタント・本公示)

オ) 環境社会配慮/自然条件 (コンサルタント・別途公示)

③便宜供与内容

JICA東ティモール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上

テトゥン語⇄英語または日本語 (必要に応じ JICA が手配します。)

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①貸与資料

本業務に関する以下の資料を当機構社会基盤・平和構築部運輸交通グループ第二チーム (TEL:03-5226-8168) にて貸与する。

ア. 「戦略的全国港湾開発マスタープランプロジェクト」要請書 (写)

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica. go. jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

・タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上